

さつま町地域防災計画新旧対照表

令和 8 年 5 月 7 日（案）

総務課 危機管理係

新	旧
＜ 一般災害対策編 ＞ 第 2 章 災害予防計画 第 5 節 公共施設の災害防止対策（P 1 8） 第 1 水道施設の防止対策（防災基本計画による修正） 1 ～ 2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進（略） <u>3 水道施設の応急復旧体制の整備</u> <u>水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、対応に努めるものとする。</u> <u>さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u> <u>4 代替水源の確保</u> <u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u> 第 1 0 節 通信・広報体制（機器等） 第 4 防災相互通信無線の整備（P 3 1） 町は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。 <u>県は、災害時に大規模な通信障害が発生した状況下においても、市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するため、県庁及び地域振興局・支庁等に可搬型衛星通信設備（スターリンク）を配備し、迅速で確実な災害初動対応の強化を図っており、また、災害発生時にスターリンクを円滑に活用できるよう、平時からの利用に努める。</u> 第 5 広報体制の整備（P 3 1） 大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するとともに、緊急情報提供システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（町ホームページ）や安心安全情報メールを効果的に活用する。 <u>デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。</u>	＜ 一般災害対策編 ＞ 第 2 章 災害予防計画 第 5 節 公共施設の災害防止対策 第 1 水道施設の防止対策（防災基本計画による修正：3・4 項新規追加） 1 ～ 2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進（略） 第 1 0 節 通信・広報体制（機器等） 第 4 防災相互通信無線の整備（県計画による修正：県災害検証結果により追記） 町は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。 第 5 広報体制の整備（防災基本計画による修正：記述追記） 大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するとともに、緊急情報提供システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（町ホームページ）や安心安全情報メールを効果的に活用する。

第13節 避難体制

第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

2 避難所の確保と整備（P37）

(4) 避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

第2 避難体制の整備

7 要配慮者の避難体制の強化（P39）

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障がい者、知的障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意して行う。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立～

(3) 要配慮者に配慮した避難所等の指定・整備（略）

8 自宅療養者等の避難誘導（P40）

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

第4 各種施設における避難体制の整備（P40）

1 社会福祉施設、病院等の避難体制の整備

第13節 避難体制

第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

2 避難所の確保と整備（防災基本計画による修正：記述修正・追記）

(4) 避難所における備蓄等の推進

避難所に、食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し器具、毛布、簡易ベッド、マスク、消毒液、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

第2 避難体制の整備

7 要配慮者の避難体制の強化（用語の修正：用語統一）

一人暮らしの老人、寝たきり老人、あるいは病人、身体障がい者、知的障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意して行う。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立～

(3) 要配慮者に配慮した避難所等の指定・整備（略）

（防災基本計画による修正：項目追加）

第4 各種施設における避難体制の整備（用語の入れ替え：記載文章に整合）

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者・・・(略)

第17節 医療救護体制

第1 緊急医療体制の整備

2 後方搬送体制の整備 (P 5 1)

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

イ 在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

(ア) 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

a 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理

b 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立

c 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

(イ) 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

a 予備電源の確保や医療材料等の備蓄等、日頃の備えについて啓発

b 近隣市町、医療機関等との連携による入院や受入先の確保の調整

第18節 その他の災害応急対策事前措置体制 (P 5 3)

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、町は、新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者・・・(略)

第17節 医療救護体制

第1 緊急医療体制の整備

2 後方搬送体制の整備 (県計画による修正：県災害検証結果により追記)

(3) 透析患者や在宅難病患者等への対応

イ 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

第18節 その他の災害応急対策事前措置体制 (防災基本計画による修正)

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

この際、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、大規模災害における避難生活に必要な物資について、備蓄現況を把握するため、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置（P56）

(1) 火災に対する防災対策

町は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり防火管理の整備に努める。

ア 防火委員会の設置や火元責任者を定め、防火管理体制を整備する。

イ すべての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

ウ 屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。

エ 消火進入道路、防火堀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

オ 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を禁止するなど火気の使用を制限する。

また、消火設備の設置や可燃物を撤去し、環境整備を行う。

カ 指定建造物の防火診断を定期的 to 実施し、火災危険の早期発見と改善を行う。

キ 防火管理計画等の策定や自衛消防隊を組織し、消防訓練を行う。

ク 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

(2) 地震に対する防災対策

ア 指定建造物の耐震予備診断等を行い、補強の必要がある場合は、耐震補強を行う。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置（県計画による修正：県災害検証結果により追記）

(1) 消火設備の整備

町は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり消火設備の整備に努める。

ア すべての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

イ 屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。

ウ 消火進入道路、防火堀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

イ 免震装置を備えた展示台や支持具を用いて、展示品や美術工芸品等の転倒防止を行う。

ウ 収蔵品の落下を防止するため、収蔵棚に安全性・使いやすさ等を考慮したストッパー等を設ける。

エ 停電した場合に備えて、収蔵庫等に懐中電灯などの非常用照明器具を常備する。

(3) 大雨・台風に対する防災対策

ア ハザードマップ内に所在する展示品や美術工芸品等の把握を行い、災害リスクを事前に把握する。

イ 排水路の掃除を定期的に行い、浸水・冠水被害を防止する。

ウ 土砂災害及び浸水危険区域に所在する展示品や学術工芸品等を安全な場所に移動する。

エ 危険木伐採や植生管理を定期的に行い、樹木や土砂災害による文化財の毀損を防止する。

第20節 防災知識の普及・啓発（P61）

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を推進する。

また、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第20節 防災知識の普及・啓発（防災基本計画による修正：自助・共助醸成追加）

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を推進する。

- ・ 住民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る。

第23節 防災ボランティアの育成強化

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 町による環境整備（P70）

- (1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及
町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。
- (2) ボランティアの登録、把握
町は、町社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。
- (3) 避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保
町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (4) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保
町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。

第25節 要配慮者の安全確保（P73）

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町は、さつま町避難行動要支援者制度実施要綱の定めるところ・・・(略)

第2 避難行動要支援者対策（P74）

4 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及（P74）

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、介護職員や民生委員・児童委員等、高齢者、障害者の・・・(略)

第23節 防災ボランティアの育成強化

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

1 町による環境整備（防災基本計画による修正：2項目追加）

- (1) ボランティアの登録、把握
町は、町社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。
- (2) 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保
町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。

第25節 要配慮者の安全確保（町の実施要綱に修正）

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町は、避難行動要支援者避難支援プランの定めるところ・・・(略)

第2 避難行動要支援者対策

4 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及（適正用語に修正）

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、介護職員や民生委員等、高齢者、障害者の・・・(略)

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制の確立

第1 応急活動体制の確立

5 災害対策本部配備要員

配備基準表（P80）

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
情報連絡体制 (第1配備)	1 強風、大雨、大雪、 <u>河川氾濫</u> 及び <u>土砂災害</u> の各注意報が発令されたときで、町長が必要と認めたとき。 2 強風、大雨、大雪及び洪水の各警報が発令されたとき。	・庁内各課、各支所で情報連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行できる体制
災害警戒本部体制 (第2配備)	1 強風、大雨、大雪、 <u>河川氾濫</u> 及び <u>土砂災害</u> の各警報が発令され、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制
災害対策本部体制 (第3配備)	1 町の全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。 2 町の全域ではなくても、被害が特に甚大と予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部全員で応急救助活動を行う体制 ・災害対策本部の設置

別表 2 さつま町対策本部事務分掌（P85）

部 名	班 名	事 務 分 掌
ほけん福祉対策部	福祉班 (福祉係長)	1 災害救助法の適用申請及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 <u>被災者生活再建支援に関すること。</u> 3 <u>要避難者の避難支援に関すること。</u> 4 <u>福祉避難所に関すること。</u> 5 <u>物資の備蓄（非常食・保存水・生活必需品）に関すること。</u> 6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 障害者等の被害調査に関すること。 8 被災住民からの相談に関すること。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 民生委員・児童委員協議会との連絡調整に関すること。 11 義援金の受付及び配分に関すること。 12 ボランティアセンターの支援及び連絡調整に関すること。

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制の確立

第1 応急活動体制の確立

5 災害対策本部配備要員

配備基準表（新たな防災気象情報の運用（R8年5月29日）による修正）

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
情報連絡体制 (第1配備)	1 強風、大雨、大雪及び洪水の各注意報が発令されたときで、町長が必要と認めたとき。 2 強風、大雨、大雪及び洪水の各警報が発令されたとき。	・庁内各課、各支所で情報連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い速やかに第2配備に移行できる体制
災害警戒本部体制 (第2配備)	1 強風、大雨、大雪及び洪水の各警報が発令され、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第3配備に移行できる体制
災害対策本部体制 (第3配備)	1 町の全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。 2 町の全域ではなくても、被害が特に甚大と予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部全員で応急救助活動を行う体制 ・災害対策本部の設置

別表 2 さつま町対策本部事務分掌（担当課検討による修正）

部 名	班 名	事 務 分 掌
ほけん福祉対策部	福祉班 (福祉係長)	1→6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2→8 被災住民からの相談に関すること。 3→11 義援金の受付及び配分に関すること。 4→12 ボランティアの受入れに関すること。 5→1 災害救助法の適用申請に関すること。 6→9 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。→削除 8 各支所との連絡調整に関すること。→削除 9→7 障害者等の被害調査に関すること。 11→3 要配慮者の避難支援に関すること。 12 応急仮設住宅の入居者の選考に関すること。 13 民生、児童委員との連絡調整に関すること。

※追加項目：2、4、5

修正項目：1、3、10、12

削除項目：7、8は、各所掌業務の連絡調整業務に包含する。

第4節 広域応援体制（P94）

大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災のおそれがあり、町及び各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第3 県への応援要請（一般：P95、震災：P36）

町長は、災害応急対策を・・・（略）

明 示 事 項
(1) 災害の状況 <u>又は予想される被害の状況</u> 及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

3 火災気象通報及び火災警報の発表（P106）

(2) 火災警報

ア 火災警報の発表機関及び発表基準

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、発表基準は下記のとおりとする。

- ・ 実効湿度 65%以下及び最小湿度が 35%以下に下がる見込みのとき
- ・ 平均風速が 12m以上の風が吹く見込みのとき

イ 林野火災注意報及び林野火災警報の発表機関及び発表基準

林野火災注意報は、市町村長が林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令する。

火災警報のうち林野火災警報は、市町村長が林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令する。

【林野火災注意報の発令指標の設定例】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前3日間の合計降水量が 1mm以下 かつ 前 30 日間の合計降水量

第4節 広域応援体制（協定改定による修正）

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町及び各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第3 県への応援要請（協定改定による修正）

町長は、災害応急対策を・・・（略）

明 示 事 項
(1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(2) 応援を必要とする職種別人員
(3) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(4) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) その他必要な事項

3 火災気象通報及び火災警報の発表（火災予防条例改正による修正）

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、発表基準は下記のとおりとする。

- ・ 実効湿度 65%以下及び最小湿度が 40%以下に下がる見込みのとき
- ・ 平均風速が 12m以上の風が吹く見込みのとき

が 30 mm以下

② 前 3 日間の合計降水量が 1 mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

【林野火災警報の発令指標の設定例】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

第 8 節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第 1 災害情報の収集（P 1 1 1）

2 災害情報等の収集

(1) 町（消防機関を含む。）による情報収集

（調 査 分 担）

被害等の区分	担当課等	協力団体等
被害の総括	総務課	消防団、・・・略
人的・住家等の被害	総務課、ほけん福祉課、 税務課、建設課	区公民館長、公民会長、 <u>民生委員児童委員協議会</u> 、 施設管理者等
・・・ 以下略・・・		

第 1 3 節 避難の指示・誘導

第 2 地域における避難（P 1 3 8～1 3 9）

8 災害時要援護者の避難対策

高齢者、傷病者、身体障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意して優先して行う。

・・・以下略

第 1 9 節 避難所の運営

第 2 避難所の運営管理（P 1 5 9）

4 良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレ、トイレカー等を設置し、より快適なトイレの使用に配慮するよう努めるとともに、水循環型シャワー等による入浴機会の確保に配慮するよう努めるものとする。

5 避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有

第 8 節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第 1 災害情報の収集（用語の修正）

2 災害情報等の収集

(1) 町（消防機関を含む。）による情報収集

（調 査 分 担）

被害等の区分	担当課等	協力団体等
被害の総括	総務課	消防団、・・・略
人的・住家等の被害	総務課、ほけん福祉課、 税務課、建設課	区公民館長、公民会長、 <u>民生委員</u> 、 施設管理者等
・・・ 以下略・・・		

第 1 3 節 避難の指示・誘導

第 2 地域における避難（用語の修正：5 箇所）

8 災害時要援護者の避難対策

高齢者、傷病者、身体障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の避難については、次の点に留意して優先して行う。

・・・以下略

第 1 9 節 避難所の運営

第 2 避難所の運営管理（県の施策による修正）

4 良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレを設置し快適なトイレの使用に配慮するよう努める。

5 避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ

無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、手洗い、入浴、洗濯等の生活に必要な水や資機材等の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第21節 給水計画

第1 給水の実施

2 給水活動等（P163）

- (1) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、県（薬剤師会）に協力を求める。

第2 給水の方法

1 給水の方法（P164）

給水方法	内 容
浄・給水場等での拠点給水	・・・略・・・
	・・・略・・・
ペットボトル等による応急給水	ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

2 予備水源の調査（P164）

飲料水の予備水源としての町内の水源（井戸、湧水、水道施設）等は、次のとおりである。・・・以下略

第27節 住宅の供給確保

第2 応急仮設住宅（P179～180）

3 入居者の選定

町は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的

の処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第21節 給水計画

第1 給水の実施

2 給水活動等（依頼先の修正）

- (1) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、県（川薩保健所）に協力を求める。

第2 給水の方法

1 給水の方法（水の缶詰削除：水の缶詰備蓄なし。）

給水方法	内 容
浄・給水場等での拠点給水	・・・略・・・
	・・・略・・・
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	<u>水の缶詰</u> 、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

2 補給用水源の調査（用語の修正）

飲料水の補給水源としての町内の水源（井戸、湧水、水道施設）等は、次のとおりである。・・・以下略

第27節 住宅の供給確保

第2 応急仮設住宅（用語の修正）

3 入居者の選定

町は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については災害時要援護者を優先的に入居させるよう努める。

に入居させるよう努める。

5 応急仮設住宅における要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、民生委員・児童委員、介護職員、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

第28節 文教対策

第1 応急教育の実施（P183）

6 応援教職員等の受入

被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れるものとする。

5 応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮

町は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、介護職員、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

第28節 文教対策

第1 応急教育の実施（防災基本計画による修正：1項目追加）

< 震災対策編 >

第2章 災害予防計画

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進（P12）

町は、県が推進している第7次地震防災緊急事業五箇年計画（令和8～12年度）を踏まえて、地震防災上必要な整備があると認められる施設について、次のような事業の推進に努める。

第12節 避難体制

第2 地域における避難体制の整備（P20）

4 自宅療養者等の避難誘導

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

第3 各種施設における避難体制の整備（P20）

1 社会福祉施設、病院等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等・・・（略）

< 震災対策編 >

第2章 災害予防計画

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進（経年変化による修正）

町は、県が推進している第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）を踏まえて、地震防災上必要な整備があると認められる施設について、次のような事業の推進に努める。

第12節 避難体制

第2 地域における避難体制の整備（防災基本計画による修正：1項目追加）

第3 各種施設における避難体制の整備（用語の入替：記載文章に整合）

1 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等・・・（略）

＜ 原子力災害対策編 ＞

第2章 災害予防計画

第2節 防災活動体制（P30）

別表7 災害対策本部

2 組織編成及び所掌事務 ほけん福祉対策部 福祉班 救助班

班 名	活動班	事 務 分 掌
福祉班	救助班	1 災害救助法の適用申請及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事。 3 要避難者にかかる避難行動支援、及び安否・避難情報の収集並びに避難支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関する事。 4 福祉避難所に関する事。 5 物資の備蓄（非常食・保存水・生活必需品）に関する事。 6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 7 障害者等の被害調査に関する事。 8 被災住民からの相談に関する事。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 11 弔慰金等に関する法律に基づく諸対策に関する事。 12 り災した要配慮者、障害者、児童、母子世帯の援護に関する事。 13 社会福祉施設等の避難計画作成の助言に関する事。 14 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 15 避難所の運営に関する事。 16 業務継続計画に関する事。 17 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事。 18 民生委員・児童委員協議会との連絡調整に関する事。 19 義援金の受付及び配分に関する事。 20 ボランティアの受入れに関する事。
介護対策班		1 介護認定者の被害調査に関する事。 2 り災した要配慮者の援護に関する事。 3 介護保険施設等の避難計画作成の助言に関する事。 4 避難所での支援を必要とする高齢者等のへの介護支援、及び安否・避難情報の収集、並びに介護支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関する事。 5 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 6 業務継続計画に関する事。 7 保健福祉対策部の応援に関する事。

＜ 原子力災害対策編 ＞

第2章 災害予防計画

第2節 防災活動体制（課検討等による修正）

別表7 災害対策本部

2 組織編成及び所掌事務 ほけん福祉対策部 福祉班 救助班

班 名	活動班	事 務 分 掌
福祉班	救助班	1→6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 2→7 被災住民からの相談に関する事。 3→19 義援金の受付及び配分に関する事。 4→20 ボランティアの受入れに関する事。 5→1 災害救助法の適用申請に関する事。 6→9 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。→削除 8 両支所との連絡調整に関する事。→削除 9→10 災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 10→11 弔慰金等に関する法律に基づく諸対策に関する事。 11→2 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関する事。 12 り災した要配慮者、障害者、児童、母子世帯の援護に関する事。 13 社会福祉施設等の避難計画作成の助言に関する事。 14 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 15→3 要配慮者にかかる避難行動支援、及び安否・避難情報の収集並びに避難支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関する事。 16→15 避難所の運営に関する事。 17→16 業務継続計画に関する事。 18→7 障害者等の被害調査に関する事。 19 要配慮者の避難支援に関する事。→削除 20→17 応急仮設住宅の入居者の選考に関する事。 21 要配慮者の避難行動支援に関する事。→削除 22→18 民生、児童委員との連絡調整に関する事。
介護対策班		1 介護認定者の被害調査に関する事。 2 介護保険料の減免に関する事。→削除 3 り災した要配慮者の援護に関する事。 4 介護保険施設等の避難計画作成の助言に関する事。 5 避難所での支援を必要とする高齢者等のへの介護支援、及び安否・避難情報の収集、並びに介護支援体制構築に係る支援相談窓口の設置に関する事。 6 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 7 業務継続計画に関する事。 8 保健福祉対策部の応援に関する事。

産業 支援班		1 製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3 ものづくり企業団体との連絡調整に関すること。 4 商工観光班の応援に関すること。 5 一時滞在者に対する災害情報の提供に関すること。 6 観光客及び外国人に対する災害情報の提供に関すること。 7 業務継続計画に関すること。
-----------	--	--

産業 支援班		1 製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3 ものづくり企業団体との連絡調整に関すること。 4 商工振興班の応援に関すること。 5 一時滞在者に対する災害情報の提供に関すること。 6 観光客及び外国人に対する災害情報の提供に関すること。 7 業務継続計画に関すること。
-----------	--	--

第4章 緊急事態応急対策

第4章 緊急事態応急対策

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動（P 7 1～7 2）

1 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動（原子力災害対策指針を踏まえた修正）

1 屋内退避、避難収容等の防護活動の実施

(1)～(9) 略

(1)～(9) 略

(10) 屋内退避実施後の運用

(10)～(11) 追記

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断する。

国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国は県、薩摩川内市及び関係周辺市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する。

屋内退避を実施している住民等に対しては、国は、原子力発電所の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する。

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものである。

り、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

(1) 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、国は、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1又はO I L 2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

< 資料編 >

1 防災関係機関等

1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧（P 4）

店舗名	所在地	電話番号(0996)
竹之内販売店	〃 求名 2950	57-1370
セブンプラザ（大黒屋電気）	〃 求名 3683-2	57-1326
堅山酒店	〃 求名 12850	57-0221
さつま特産品直売所出荷者協議会	〃 永野 665	58-0199
(有)ヨネモリ物産	〃 中津川 709-2	31-6388
段ストアー	〃 中津川 1991-1	57-1488
尾付野商店	〃 中津川 9541	57-1521
こうげショップ	〃 神子 3600-7	59-2061
(有)山之ロストアー	〃 紫尾 5517-2	59-8665
セブンイレブンさつま町宮之城屋地店	〃 宮之城屋地 1057-1	53-3715
若松酒店	〃 宮之城屋地 1066	53-0259
日高ストアー	〃 宮之城屋地 1101	53-0067
是枝商店	〃 宮之城屋地 1147	53-3939
(株)大和ブラッセ宮之城店	〃 宮之城屋地 1508	52-0555
二階堂商店	〃 宮之城屋地 2070-4	53-0277
永田商店	〃 宮之城屋地 2621	53-0321
堀之内酒店	〃 宮之城屋地 2775-4	53-0206
ファミリーマートさつま旭店	〃 旭町 1-7	21-3050
ドラックストアモリ宮之城店	〃 旭町 10-2	26-1777
杉元酒店	〃 旭町 18-10	53-0429
日之出屋酒店	〃 轟町 7-3	53-3732
古川商店	〃 轟町 <u>17-21</u>	53-0279

< 資料編 >

1 防災関係機関等

1-2 食料・生活必需品等調達業者一覧（経年変化修正）

店舗名	所在地	電話番号(0996)
竹之内販売店	〃 求名 2950	57-1370
セブンプラザ（大黒屋電気）	〃 求名 3683-2	57-1326
堅山酒店	〃 求名 12850	57-0221
さつま特産品直売所出荷者協議会	〃 永野 665	58-0199
(有)熊田商店	〃 永野 1678-4	58-0920
(有)ヨネモリ物産	〃 中津川 709-2	31-6388
段ストアー	〃 中津川 1991-1	57-1488
尾付野商店	〃 中津川 9541	57-1521
山ロストアー	〃 鶴田 2703	59-2158
こうげショップ	〃 神子 3600-7	59-2061
(有)山之ロストアー	〃 紫尾 5517-2	59-8665
セブンイレブンさつま町宮之城屋地店	〃 宮之城屋地 1057-1	53-3715
若松酒店	〃 宮之城屋地 1066	53-0259
日高ストアー	〃 宮之城屋地 1101	53-0067
是枝商店	〃 宮之城屋地 1147	53-3939
ひがレストアー	〃 宮之城屋地 1463	53-0663
(株)大和ブラッセ宮之城店	〃 宮之城屋地 1508	52-0555
(有)西別府商店	〃 宮之城屋地 1543	53-0243
二階堂商店	〃 宮之城屋地 2070-4	53-0277
永田商店	〃 宮之城屋地 2621	53-0321
堀之内酒店	〃 宮之城屋地 2775-4	53-0206
ファミリーマートさつま旭店	〃 旭町 1-7	21-3050
ドラックストアモリ宮之城店	〃 旭町 10-2	26-1777
杉元酒店	〃 旭町 18-10	53-0429
日之出屋酒店	〃 轟町 7-3	53-3732
古川商店	〃 轟町 <u>17-21</u>	53-0279

(株)九州セイムス宮之城轟町店	〃 轟町 11-8	52-3855
ファミリーマート轟町店	〃 轟町 25-10	21-3511
藤田商店	〃 西新町 22-5	53-0434
(名)中村商店	〃 虎居町 7-11	53-0121
栗山商店	〃 白男川 3370	54-2574
真崎酒店	〃 山崎 94	56-8338
ローソン宮之城山崎店	〃 山崎 214	56-9288
二渡特産品販売所 せせらぎの郷二渡	〃 二渡 31-4	31-7620
よかもん家	〃 二渡 4210	56-8450
成松商店	〃 久富木 1786	56-8739
ファミリーマート田原店	〃 田原 191-1	21-3771
手塚商店	〃 広瀬 1136	53-0539
ファミリーマート広瀬店	〃 広瀬 1405-1	21-3536
ファミリーマート船木店	〃 船木 648-4	52-1500
(株)九州セイムスさつま船木店	〃 船木 2761-1	21-3630
セブンイレブンさつま船木店	〃 船木 2744-1	53-3773
スーパードラッグコスモス宮之城店	〃 時吉 239-1	21-3411

(株)九州セイムス宮之城轟町店	〃 轟町 11-8	52-3855
ファミリーマート轟町店	〃 轟町 25-10	21-3511
藤田商店	〃 西新町 22-5	53-0434
(名)中村商店	〃 虎居町 7-11	53-0121
栗山商店	〃 白男川 3370	54-2574
真崎酒店	〃 山崎 94	56-8338
ローソン宮之城山崎店	〃 山崎 214	56-9288
二渡特産品販売所 せせらぎの郷二渡	〃 二渡 31-4	31-7620
よかもん家	〃 二渡 4210	56-8450
成松商店	〃 久富木 1786	56-8739
ファミリーマート田原店	〃 田原 191-1	21-3771
手塚商店	〃 広瀬 1136	53-0539
ファミリーマート広瀬店	〃 広瀬 1405-1	21-3536
フレンチドリーふくやま	〃 湯田 508-1	55-9527
ファミリーマート船木店	〃 船木 648-4	52-1500
(株)九州セイムスさつま船木店	〃 船木 2761-1	21-3630
セブンイレブンさつま船木店	〃 船木 2820	53-3773
スーパードラッグコスモス宮之城店	〃 時吉 239-1	21-3411

2 災害、危険箇所関係

2-1 過去の主な災害（略）

2-2 土砂災害警戒区域等一覧

(1) 急傾斜地（P 1 4）

大字名	土砂災害警戒区域等の名称（アンダーラインは土砂災害特別警戒区域なし）
宮之城 屋地	急・東平1、急・橋之口1、急・前岡1、急・前岡2、急・前岡3、急・中街道1、急・木場田5、急・末ヶ迫3、急・愛宕脇1、急・愛宕脇2、急・峯下小路1、急・赤剥1、急・龍風ヶ迫1、急・赤剥2、急・石踊1、急・平田4、急・平田5、急・町頭1、急・峯下1、急・坂ノ下6、急・坂ノ下7、急・宇都2、急・宇都3、急・堀畑1、急・見越1、急・西ヶ迫2、急・西ヶ迫3、急・西ヶ迫4、急・風呂ヶ迫1、急・薬師院1、急・町ノ上1、急・屋地1、急・屋地2、急・東谷1
・・・・・・ 以下略	

2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（P 1 8）

番号	施設名	施設種別	所在地
1	クオリエ	養護老人ホーム	さつま町船木2311番地8
2	グループホームアリエ	グループホーム	さつま町船木2311番地8
3	株式会社夢の杜	福祉作業所	さつま町船木4029番地1
4	わんぱくキッズ	保育園	さつま町船木2311番地6
5	佐志小学校	学校	さつま町広瀬1177番地
6	薩摩小学校	学校	さつま町中津川4269番地

5 消防、水防等関係

5-4 重要水防箇所一覧

(4) 重要水防箇所（重点区間）（P 5 3）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	さつま町荒瀬	左岸	29K 830 ～29K 900	50	無堤地区の為、溢水の恐れあり (越水(溢水) A)	積土俵工
〃	〃山崎	左岸	31K 345 ～31K 390	45	〃	〃
〃	〃柏原	右岸	43K 770 ～43K 800	30	〃	〃

2 災害、危険箇所関係

2-1 過去の主な災害（略）

2-2土砂災害警戒区域等一覧

(1) 急傾斜地（追加）

大字名	土砂災害警戒区域等の名称（アンダーラインは土砂災害特別警戒区域なし）
宮之城 屋地	急・東平1、急・橋之口1、急・前岡1、急・前岡2、急・前岡3、急・中街道1、急・木場田5、急・末ヶ迫3、急・愛宕脇1、急・愛宕脇2、急・峯下小路1、急・赤剥1、急・龍風ヶ迫1、急・赤剥2、急・石踊1、急・平田4、急・平田5、急・町頭1、急・峯下1、急・坂ノ下6、急・坂ノ下7、急・宇都2、急・宇都3、急・堀畑1、急・見越1、急・西ヶ迫2、急・西ヶ迫3、急・西ヶ迫4、急・風呂ヶ迫1、急・薬師院1、急・町ノ上1、急・屋地1、急・屋地2
・・・・・・ 以下略	

2-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（修正）

番号	施設名	施設種別	所在地
1	クオリエ	養護老人ホーム	さつま町船木2311番地8
2	グループホームアリエ	グループホーム	さつま町船木2311番地8
3	株式会社夢の杜	福祉作業所	さつま町船木4029番地1
4	わんぱくキッズ	保育園	さつま町船木2311番地6
5	薩摩中央高等学校	学校	さつま町虎居1900番地
6	佐志小学校	学校	さつま町広瀬1177番地
7	薩摩小学校	学校	さつま町中津川4269番地

5 消防、水防等関係

5-4 重要水防箇所一覧

(4) 重要水防箇所（重点区間）（川内川河川事務所修正に伴う修正）

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
川内川	さつま町荒瀬	左岸	29K 800 ～30K 000	150	無堤地区の為、溢水の恐れあり (越水(溢水) A)	積土俵工
〃	〃山崎	左岸	31K 345 ～31K 390	45	〃	〃
〃	〃柏原	右岸	43K 770 ～43K 800	30	〃	〃

7 避難所、医療等関係								7 避難所、医療等関係								
7-1 避難所等一覧								7-1 避難所等一覧								
1 避難所（P 6 5）								1 避難所（集約開設避難所明示）								
番号	地区名	避難場所 (38指定／36施設)	所在地	電話番号	収容 人員	地震	洪水 ・ 内水 氾濫	番号	地区名	避難場所 (39指定／37施設)	所在地	電話番号	収容 人員	地震	洪水 ・ 内水 氾濫	崖 れ 土 流 地 べ
1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木302-1	52-1888	500人	○	○	1	宮之城 屋地	宮之城総合体育館	船木302-1	52-1888	500人	○	○	○
2		★屋地楽習館	宮之城屋地887	53-1994	100	○	○	2		屋地楽習館	宮之城屋地887	53-1994	100	○	○	○
3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地2036-4	53-0525	50	○	○	3		宮之城鉄道記念館	宮之城屋地2036-4	53-0525	50	○	○	○
4		盈進小学校	宮之城屋地1546-3	53-1588	200	○	○	4		盈進小学校	宮之城屋地1546-3	53-1588	200	○	○	○
5		宮之城中学校	宮之城屋地391	53-1588	200	○	○	5		宮之城中学校	宮之城屋地391	53-1588	200	○	○	○
6	虎居	虎居地区公民館	西新町11-3	53-1272	120	○	×	6	虎居	虎居地区公民館	西新町11-3	53-1272	120	○	×	○
7		県営若草団地集会室	虎居町8-1	—	30	○	○	7		県営若草団地集会室	虎居町8-1	—	30	○	○	○
8		★宮之城伝統工芸センター	虎居2638	52-1313	50	○	○	8		宮之城伝統工芸センター	虎居2638	52-1313	50	○	○	○
9		薩摩中央高等学校	虎居1900	53-1207	300	○	○	9		薩摩中央高等学校	虎居1900	53-1207	300	○	○	○
10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉1743	52-2610	70	○	○	10	時吉	宮之城トレーニングセンター	時吉1743	52-2610	70	○	○	○
11	船木	船木農業構造改善センター	船木769- 1	52-1034	70	○	○	11	船木	船木農業構造改善センター	船木769- 1	52-1034	70	○	○	○
12	柊野	柊野地区体育館	柊野467	—	50	○	○	12	柊野	柊野地区体育館	柊野467	—	50	○	○	○
13		柊野区公民館	柊野551-1	—	40	○	○									
14	平川	平川区公民館	平川7446-1	—	70	○	○	13	平川	平川区公民館	平川7446-1	—	70	○	○	○
15		平川地区体育館	平川2008-2	—	100	○	○	14		平川地区体育館	平川2008-2	—	100	○	○	○
16	湯田	湯田いきいき研修館	湯田900- 1	55-2180	100	○	×	15	湯田	湯田いきいき研修館	湯田900- 1	55-2180	100	○	×	○
17	佐志	佐志交流館	広瀬1178	53-0501	100	○	○	16	佐志	佐志交流館	広瀬1178	53-0501	100	○	○	○
18	山崎	★山崎交流館	山崎853- 1	56-8301	100	○	○	17	山崎	山崎交流館	山崎853- 1	56-8301	100	○	○	○
19	久富木	久富木区公民館	久富木1791-イ	56-9900	70	○	○	18	久富木	久富木区公民館	久富木1791-イ	56-9900	70	○	○	○
20	二渡	二渡営農研修館	二渡4809	56-8290	70	○	○	19	二渡	二渡営農研修館	二渡4809	56-8290	70	○	○	○

21	白男川	うましき郷きららの楽校	白男川1501-1	53-4760	150	○	○	○	20	白男川	うましき郷きららの楽校	白男川1501-1	53-4760	150	○	○	○
22	泊野	泊野地区体育館	泊野451	—	100	○	○	○	21	泊野	泊野地区体育館	泊野451	—	100	○	○	○
23		★泊野区公民館	泊野6964	—	40	○	○	○									
24	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田3424- 1	—	60	○	○	○	22	鶴田	鶴田地区コミュニティセンター	鶴田3424- 1	—	60	○	○	○
25		鶴田小学校	神子661-3	59-2017	100	○	○	○	23		鶴田小学校	神子661-3	59-2017	100	○	○	○
26		★鶴田中央公民館	神子666- 1	59-2022	100	○	○	○	24		鶴田中央公民館	神子666- 1	59-2022	100	○	○	○
27		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○	25		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
28	神子	★鶴田中央公民館	神子666- 1	59-2022	100	○	○	○	26	神子	鶴田中央公民館	神子666- 1	59-2022	100	○	○	○
29		鶴田保健センター	神子228- 1	31-5110	100	○	×	○	27		鶴田保健センター	神子228- 1	31-5110	100	○	×	○
30		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○	28		鶴田体育館	神子668-10	—	200	○	○	○
31	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原1637-3	—	50	○	○	○	29	柏原	柏原地区集会施設ほたる館	柏原1637-3	—	50	○	○	○
32		柏原小学校	柏原1588	59-8674	100	○	○	○	30		柏原小学校	柏原1588	59-8674	100	○	○	○
33	紫尾	紫尾区公民館	紫尾349-5	59-8158	50	×	○	○	31	紫尾	紫尾区公民館	紫尾349-5	59-8158	50	×	○	○
34		紫尾地区体育館	紫尾362-1	—	100	○	○	○	32		紫尾地区体育館	紫尾362-1	—	100	○	○	○
35	求名	★薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○	33	求名	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
									34		求名交流館	求名3356-1	57-0881	60	×	○	○
36		旧求名小学校 (校舎)	求名2737	57-0009	100	○	○	○	35		旧求名小学校	求名2737	57-0009	100	○	○	○
	中津川								36	中津川	中津川交流館	中津川2009	57-0884	60	×	○	○
37		薩摩小学校 (体育館)	中津川4269 1999-4	57-0486	100	○	○	○	37		薩摩小学校	中津川1999-4	57-0486	100	○	○	○
38	永野	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○	38	永野	薩摩農村環境改善センター	求名12753-3	57-0970	100	○	○	○
39		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員 休憩室	永野1022-1	—	30	○	○	○	39		永野ふれあい館 アロン電機㈱第3工場従業員 休憩室	永野1022-1	—	30	○	○	○

★は、集約開設避難所（6カ所）

2 届出避難所（P 6 7）

番号	届出年度	公民館名	届出避難場所	所在地
1	R 4 年度	泊野高峰公民会	高峰公民館	泊野5178-3
2		上平川公民会	母ヶ野公民館	平川3143-1
3		黒鳥公民会	黒鳥公民館	求名13828
4		大薄上公民会	大薄公民館	平川6318
5		五日町公民会	五日町公民館	宮之城屋地803-1
6		東谷公民会	東谷住宅集会所	宮之城屋地1946
7		新町公民会	泉福寺	永野2625
8		新岩元公民会	新岩元公民館	永野605-1
9		弓之尾公民会	弓之尾公民館	中津川1926-1
10	R 5 年度	大薄下公民会	大下公民館	平川4919-1
11		櫃ヶ迫自治公民会	櫃ヶ迫自治公民館	神子1051
12	R 6 年度	大畝町公民会	大畝町公民館	久富木1519-47
13		市場公民会	市場公民会集会所	柏原1779-1
14		北原公民会	北原公民館	久富木5741
15		ウッドタウン公民会	ウッドタウン集会所	宮之城屋地744
16		きらら公民会	久木野公民館	泊野6675-1
17	R 7 年度	旭公民会	旭公民館	船木4684
18		船木下公民会	船木下公民館	船木2849-2

3 避難地（略）

7-2 福祉避難所一覧（略）

2 避難地（新規項目追加）：推進事業を追記。

7-2 福祉避難所一覧（略）

7-3 避難経路一覧（P 6 8）

避難場所	地区名	避難経路	
		町道	国・県道
宮之城総合体育館 ～柊野小学校体育館	宮之城屋地 ～柊野	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
平川営農研修センター 平川小学校	平川	大薄西線、・・・・・・・・（略）、 下平川北原線、 <u>川口平川線</u>	国道328号線・国道504号
湯田いきいき研修館	湯田	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
佐志地区公民館	佐志	布田高原線、・・・・・・・・（略）、 穴川線、 <u>倉内工業団地3号線</u>	国道504号線、県道宮之城加治木線・県道堂山宮之城線・求名小川田線
山崎地区公民館～ 久富木区公民館	山崎～ 久富木	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
二渡営農研修館	二渡	二渡折小野線、・・・・・・・・（略）、 折小野流合線、 <u>二渡川口線</u>	国道267号線、県道薩摩山崎停車場線
白男川小学校～ 柏原地区集会施設 （ほたる館）柏原 小学校	白男川～ 柏原	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
紫尾区公民館 紫尾小学校	紫尾	浦田線、・・・・・・・・（略）、 湯之元線、 <u>太川内線</u>	県道紫尾虎居線 県道鶴田定之段線
薩摩農村環境改善 センター～ 観音滝公園交流セ ンター	求名 ～ 永野	・・・・・・・・略・・・・・・・・	

7-3 避難経路一覧（町道避難経路追加：4ヶ線）

避難場所	地区名	避難経路	
		町道	国・県道
宮之城総合体育館 ～柊野小学校体育館	宮之城屋地 ～柊野	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
平川営農研修センター 平川小学校	平川	大薄西線、・・・・・・・・（略）、 下平川北原線	国道328号線・国道504号
湯田いきいき研修館	湯田	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
佐志地区公民館	佐志	布田高原線、・・・・・・・・（略）、 穴川線	国道504号線、県道宮之城加治木線・県道堂山宮之城線・求名小川田線
山崎地区公民館～ 久富木区公民館	山崎～ 久富木	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
二渡営農研修館	二渡	二渡折小野線、・・・・・・・・（略）、 折小野流合線	国道267号線、県道薩摩山崎停車場線
白男川小学校～ 柏原地区集会施設 （ほたる館）柏原 小学校	白男川～ 柏原	・・・・・・・・略・・・・・・・・	
紫尾区公民館 紫尾小学校	紫尾	浦田線、・・・・・・・・（略）、 湯之元線	県道紫尾虎居線 県道鶴田定之段線
薩摩農村環境改善 センター～ 観音滝公園交流セ ンター	求名 ～ 永野	・・・・・・・・略・・・・・・・・	

8 食料、生活必需品、給水等関係

8-4 応急仮設住宅建設予定地一覧（P 7 6）

建設予定地	敷地面積（㎡）		建設可能戸数	優先判定
	全体敷地面積	建設可能敷地面積		
さつま町船木 147ー4（宮之城総合グラウンド内）	82,338	4,500	30	A
〃 広瀬 1177（佐志小学校グラウンド内）	19,270	1,200	8	C
〃 山崎 129ー1（山崎小学校グラウンド内）	17,329	1,500	10	C
〃 柏原 1592（柏原グラウンド内）	8,755	1,500	10	A
〃 求名 12743ー1 （B & G 海洋センター上駐車場内）	11,991	1,500	10	A
〃 中津川 2009（中津川交流館敷地内）	1,050	600	4	B
〃 永野 899ー1（永野鉄道記念館駐車場内）	1,371	600	4	B
合 計	142,104	11,400	76	

13 条例、協定等関係

13-6 県、市町村との相互応援協定（P 1 0 3）

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災するおそれのある市町村（以下「被災市町村」という。）のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

8 食料、生活必需品、給水等関係

8-4 応急仮設住宅建設予定地一覧（様式修正）

建設予定地	利用可能敷地面積（㎡）	建設可能戸数
さつま町船木 147ー4（宮之城総合グラウンド内）	6,328	30
〃 広瀬 1177（佐志小学校グラウンド内）	1,000	8
〃 山崎 129ー1（山崎小学校グラウンド内）	1,500	10
〃 柏原 1592（柏原グラウンド内）	600	10
〃 求名 12743ー1 B & G 海洋センター上駐車場内）	600	10
〃 中津川 2009（中津川公民館敷地内）	240	4
〃 永野 899ー1（永野鉄道記念館駐車場内）	240	4

13 条例、協定等関係

13-6 県、市町村との相互応援協定（修正）

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

(1) 以下に掲げる物資等の提供及びあつせん ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材 イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資 ウ 救助活動に必要な車両や船艇、資機材等 (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣 (3) 以下に掲げる施設等の提供 ア 被災者の一時収容のための施設 イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等 (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項 (応援要請の手続) 第3条 応援を受けようとする市町村(以下「<u>受援市町村</u>」)は、<u>県及び他の市町村に応援を要請しようとする場合は</u>、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等による<u>要請を行い</u>、後に<u>当該事項を記載した</u>文書を送付するものとする。 (1) 被害の状況又は予想される被害の状況 (2) 応援項目の種類及び内容 ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあつせん 物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間 イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間 ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供 被災者数、移送方法、移送日時、収容期間 エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供 依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無 (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項 (応援要請の順序) 第4条 <u>受援市町村が前条により応援を要請しようとする場合は</u>、次の順序により応援を要請するものとする。 (1) <u>受援市町村は、他の市町村に対し応援を要請する。</u> (2) <u>受援市町村は、前号の規定により個別に応援要請等することができないときは、県に対して他の市町村への要請を依頼することができるものとする。</u> <u>なお、県への要請依頼の連絡先については、原則、管内の地域振興局・支庁における</u>	(1) 以下に掲げる物資等の提供及びあつせん ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材 イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救助活動に必要な車両、船艇等 (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣 (3) 以下に掲げる施設等の提供 ア 被災者の一時収容のための施設 イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等 (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項 (応援要請の手続) 第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。 (1) 被害の状況 (2) 応援項目の種類及び内容 ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあつせん 物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間 イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間 ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供 被災者数、移送方法、移送日時、収容期間 エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供 依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無 (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項 (応援要請の順序) 第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。 (1) 隣接市町村に対し応援要請する。 (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会(以下「<u>県支部等</u>」という。)での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
---	--

災害対策支部（連絡先：総務企画部総務企画課）又は地域連絡協議会（事務局：総務企画部総務企画課）（以下「県支部等」という。）とする。

ただし、災害の状況等によっては、県災害対策本部又は危機管理防災局災害対策課（以下「県本部等」という。）に直接応援の要請を依頼することができるものとする。

2 県は、前項第2号の要請依頼を受けた場合は、速やかに他の市町村に応援可能な内容等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3 受援市町村は、災害の状況や応援要領の内容等に照らし、市町村での対応では困難と判断した場合は、県支部等に対し、応援を要請するものとする。

なお、受援市町村は、県支部等へ連絡が困難な場合は、県本部等に対し、応援を要請することができるものとする。

4 前1～3項により受援市町村への応援を要請された県及び市町村は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

5 前1～3項により受援市町村への応援を要請された県及び市町村は、応援の内容を受援市町村に連絡の上、速やかに応援を実施するものとする。

この場合において、応援人員や応援物資等の搬送については、原則として応援するものを行うものとする。

（リエゾンの派遣）

第5条 県内で災害等が発生又は発生するおそれがある場合、県・派遣先間の情報交換、災害等の情報収集等を行い、迅速かつ円滑な災害対応の実施に資するため、県から市町村に対しリエゾン（情報連絡員）の派遣を行う。

（自主応援）

第6条 被災市町村又は県から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と応援を受けた市町村が

(3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その

その都度協議する。 <u>(平時の活動)</u> 第8条 県及び市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、<u>平時から次の事項を実施</u>するよう努めるものとする。 <u>(1) 県地域振興局・支庁及び管内市町村間における、相互応援のための連絡担当部局や応援項目ごとの応援可能な数量など必要な情報の共有</u> <u>(2) 市町村における応援の受入体制の整備</u> <u>(3) その他必要な事項</u> (職員の公務災害補償) 第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。 <u>(他の協定との関係)</u> 第10条 <u>この協定は、県及び県内市町村が締結している、又は今後締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。</u> (補則) 第11条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。 附 則 1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。 <u>2 この協定は、令和7年10月24日から施行する。</u> <u>3</u> この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写しを保管するものとする。 <u>令和7年10月24日</u> 鹿児島県知事 <u>塩田 康一</u> 鹿児島県市長会会長 <u>本坊 輝雄</u> 鹿児島県町村会会長 <u>高岡 秀規</u>	都度協議する。 (情報の交換等) 第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。 (職員の公務災害補償) 第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。 (補則) 第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。 附 則 1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。 2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写しを保管するものとする。 平成19年6月27日 鹿児島県知事 伊藤祐一郎 鹿児島県市長会会長 森 博 幸 鹿児島県町村会会長 井 上 章 三
---	---

13-7 民間との協定（P 146）

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（株式会社デベロップ）

さつま町（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュールを用いた宿泊施設その他付属設備（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の避難者受入要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の移動）

第4条 移動式宿泊施設等は、乙が甲の指定する場所へ移動するものとし、甲の職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。尚、要請の手続きについては、第3条と同様とする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

13-7 民間との協定（追加）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第2号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙両者署名又は記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月1日

甲 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

さつま町長 上 野 俊 市

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階

株式会社デベロップ
代表取締役 岡 村 健 史